

株 主 各 位

東京都墨田区押上一丁目1番2号
株式会社 コラボス
代表取締役社長 茂木 貴雄

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が収束していない状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申しあげるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等のご協力をお願い申しあげます。

また、株主総会会場において、適切な感染予防策を実施した上で開催させていただきますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

書面又はインターネットによって議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月21日（火曜日）午後6時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号
東京スカイツリーイーストタワー12階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 会計監査人選任の件

以 上




-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.collabos.com/ir/>) に掲載させていただきます。
 - ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
 - ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.collabos.com/ir/>) にてお知らせいたします。



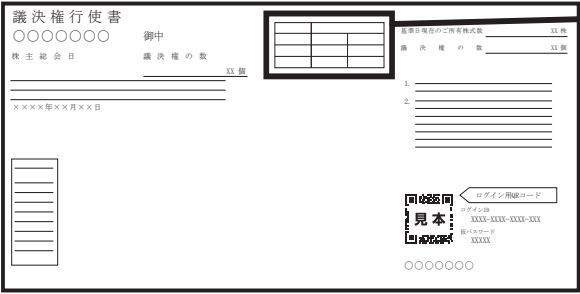
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年6月22日（水曜日） 午前10時 （受付開始：午前9時30分）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月21日（火曜日） 午後6時15分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月21日（火曜日） 午後6時15分入力完了分まで</p>
---	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

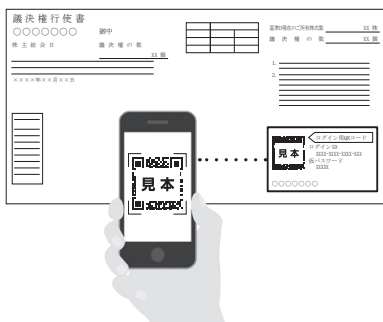
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

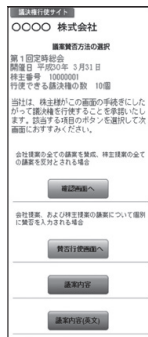
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

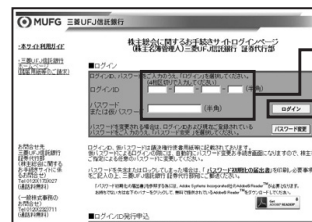
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

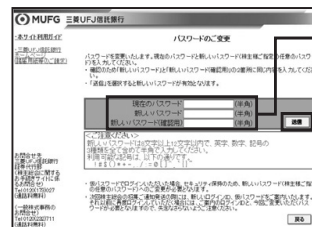
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発出される中、依然として厳しい状況にあるものの、海外経済の回復や活動制限の緩和等により、景気は持ち直しの動きがみられております。一方、変異株の拡大による経済自粛、さらには、ウクライナ情勢等による原材料価格の高騰、物流・供給の規制及び遅延、株式相場の下落等、今後も経済動向には注視する必要があります。

当社を取り巻く国内クラウド型コールセンター市場におきましては、近年多くのコールセンター運営企業等において、システムを自社構築するオンプレミス型(※1)からクラウド型(※2)へ移行するケースが加速しております。また、最近では新型コロナウイルス感染症の影響に伴う官公庁や自治体等の公共関連のコールセンターの大型案件等が増加していることに加えて、企業はコールセンターを非接触コミュニケーション手段として顧客との重要なタッチポイントと位置付けており、コールセンターの役割がコスト削減(コストセンター)から、収益を生み出すためのプロフィットセンターへ本格的に移行する過渡期に入ったとの見方も強まっています。さらに、3密回避や事業継続計画(BCP)等の観点から在宅コールセンターの構築ニーズも高まっているほか、CX(顧客体験)及びEX(従業員体験)の向上、DX(デジタルトランスフォーメーション)の取り組みも進んでおり、チャットやチャットボット(※3)、SMS(※4)、LINE等のマルチチャネル(※5)、並びに音声認識(※6)やFAQ(※7)の活用等の対応も急務となっております。

このような環境のもと、当社は、2020年5月12日に開示した「中期経営計画（2021年3月期～2023年3月期）」に基づき、次世代コールセンターシステムに関する知的システムの開発に取り組み、人材育成や開発力強化等を含めた先行的な開発投資を進めており、以下3点の成長戦略を推進しております。これらの実施経過は、以下のとおりであります。

■成長戦略1

＜現有サービスへの新ITソリューション追加開発＞

2020年10月29日に新ITソリューション追加開発を完了しております。コールセンターのマルチチャネル化、デジタルシフトをサポートするサービスとして、2つの新サービスとなるチャットボット&有人チャットサービスの「Challbo（チャルボ）」、「Challbo」と連携可能なFAQサービスの「CollasQ（コラスク）」、並びに「COLLABOS PHONE（コラボスフォン）」の新機能としてSMS送信機能をリリースしました。

■成長戦略2

＜AI技術を活用した新コールセンターソリューションのリリース＞

当初の開発計画に対して、サービスをより具体化していく中で、市場のニーズをより捉えたサービス機能や内容の拡充等に伴って開発内容を変更し、かつ製造後のテスト工程で品質強化を目的としてテスト実施レベルを引き上げたことに伴い、一部人的リソースの補強が必要になり、リリースを2023年夏へ変更いたしました。

■成長戦略3

＜コールセンターに集まるデータを活用したマーケティング事業領域への参入＞

2021年12月にコールセンターに集まるデータを分析してマーケティングに活用する統合CRM（※8）マーケティングシステム「GROWCE（グロウス）」をリリースいたしました。これによりマーケティング事業領域への参入を進めてまいります。

現有サービスにおきましては、引き続きオンプレミス型からクラウド型への移行提案に注力し、主力サービスである「@nyplace（エニプレイス）」及び「COLLABOS PHONE」を中心に拡販に努めてまいりました。具体的には、オンラインセミナーやWeb施策、協業パートナー施策等の推進、また、新型コロナウイルス感染予防ワクチン接種コールセンターのスポット公共案件や在宅コールセンター案件等、新規案件の獲得に注力するとともに、既存顧客に対しては、定期的なヒアリング訪問やアンケート調査、システムバージョンアップ等のリテンション活動やクロスセル、アップセルによる販売促進に注力してまいりました。

2021年6月には、株式会社テリロジーとプレミアムパートナー契約を締結し、イスラエルTechSee Augmented Vision Ltd. のAR（拡張現実）とAIを活用した次世代のビジュアルカスタマーアシスタンス・ソリューション

「TechSee（テックシー）」を当社サービスラインナップに新たに追加したほか、同年7月には、FAQシステム「CollasQ」において、辞書及び用語登録のインポート／エクスポート機能や外部公開向けページデザイン変更等の追加機能開発を行い、製品拡充及び販路拡大に努めてまいりました。

同年8月には、「@nyplace」について、AVAYA社製の高い信頼性と充実した機能をそのままに在宅勤務下でも利用可能とするサービスの提供を開始し、同年11月には、国内最大のコールセンターイベントに出展し、新規案件の獲得に注力してまいりました。また、同年12月には、前述の中期経営計画の戦略として、統合CRMマーケティングシステム「GROWCE」を新たなサービスとしてリリースいたしました。

2022年1月には、「COLLABOS PHONE」において、更なる利便性の向上、CS向上を目的として、顧客の声に基づき17項目の大規模な機能改修を行いました。

これらの結果、当事業年度の売上高につきましては、2,368,907千円（前事業年度比12.7%増）となりました。製品・サービスごとの状況は、以下のとおりであります。なお、当社の事業はクラウドサービス事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載はしておりません。

■@nyplace

AVAYA社製交換機を使用したハードフォン型CTI（※9）コールセンターシステム「@nyplace」につきましては、前事業年度における大型案件の契約終了等の影響はあるものの、オンプレミス型からクラウド型へのリプレ

イス案件等の新規案件の獲得をはじめ、当社顧客であるテレマーケティング事業者等において、新型コロナウイルス感染予防ワクチン接種コールセンター案件の増加や通販需要の拡大に伴う物流関連企業の業務拡大により月額利用料が増加いたしました。これらの結果、期間平均利用席数は7,842席（同647席増）、売上高は1,598,894千円（同3.3%増）となりました。

■COLLABOS PHONE

自社開発によるソフトフォン型（※10）CTIコールセンターシステム「COLLABOS PHONE」につきましては、コストメリットや在宅勤務での利用が容易な点等から、新規案件が堅調に増加しております。また、新規、既存案件共に、テレマーケティング事業者等において、新型コロナウイルス感染予防ワクチン接種コールセンター案件が増加いたしました。これらの結果、平均利用チャンネル数は3,447チャンネル（同1,566チャンネル増）、売上高は486,777千円（同67.7%増）となりました。

■COLLABOS CRM及びCOLLABOS CRM Outbound Edition

コールセンター利用に特化した顧客情報管理システム「COLLABOS CRM」及び「COLLABOS CRM Outbound Edition」につきましては、飲食関連の需要減に伴う業務縮小案件等があるものの、主に「COLLABOS PHONE」と組み合わせた、新型コロナウイルス感染予防ワクチン接種コールセンター案件の獲得や業務拡大が増えており、これらの結果、インバウンド用（受信）の「COLLABOS CRM」につきましては、期間平均利用ID数は2,575ID（同589ID増）、売上高は162,535千円（同23.3%増）となりました。一方、アウトバウンド（発信）用の「COLLABOS CRM Outbound Edition」につきましては、期間平均利用ID数は789ID（同159ID減）、売上高は41,967千円（同13.3%減）となりました。

売上原価につきましては、1,432,276千円（同13.9%増）となりました。主な増加要因は、当社既存顧客の業務拡大に伴う通信利用料の増加、また、中期経営計画における開発推進及びサービス提供における運用体制強化に伴う人件費及び外注費の増加によるものであります。製品・サービス別の内訳では、「@nyplace」関連が930,462千円（同4.2%増）、「COLLABOS PHONE」で358,495千円（同49.7%増）、「COLLABOS CRM（Outbound Edition含む）」が63,065千円（同5.1%増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、867,392千円（同16.5%増）となりました。主な増加要因としては、中期経営計画における開発推進及びサービス提供における運用体制強化に伴う人件費等の増加及び中期経営計画成長戦略2「AI技術を活用した新コールセンターソリューションのリリース」に関する業務委託費の増加によるものであります。

以上の結果、営業利益は69,238千円（同31.0%減）、経常利益は76,320千円（同33.5%減）、当期純利益につきましては、54,265千円（同45.4%減）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、従来の会計処理と比較して、当事業年度の売上高が7,148千円、売上原価が7,148千円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。詳細については、添付の計算書類 個別注記表「2.会計方針の変更に関する注記（収益認識に関する会計基準の適用）」をご参照ください。

事業別売上高

事業区分	第20期 (2021年3月期) (前事業年度)		第21期 (2022年3月期) (当事業年度)		前事業年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
クラウドサービス事業	2,102,253千円	100.0%	2,368,907千円	100.0%	266,653千円	12.7%

(注) 当社は、クラウドサービス事業を提供する単一事業であります。

〔用語解説〕

- ※1. オンプレミス型
企業が利用するシステムや設備等を自社で保有し、自社で構築、運用する仕組み。
- ※2. クラウド型
企業自身では設備を持たず、インターネット等のネットワークを経由してサービスを利用する仕組み。
- ※3. チャットボット
「チャット (chat) 」と「ボット (bot) 」を組み合わせた言葉で、AIを活用した自動会話プログラム。「チャット」は、インターネットを利用したリアルタイムコミュニケーションのことで、主にテキストを双方向でやり取りする仕組み。
- ※4. SMS
ショートメッセージサービスの略で、携帯電話の電話番号を使ってメッセージのやりとりできるサービスのこと。
- ※5. マルチチャネル
電話やメール、FAX、Webの問い合わせフォーム、チャット、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の複数の問い合わせ手段をもつこと。
- ※6. 音声認識
音声情報と言語情報を組み合わせることで、音声を文字に変換する技術。
- ※7. FAQ
よくある質問とその回答を集めたもののこと。
- ※8. CRM
顧客情報や取引履歴を蓄積・共有・管理する顧客情報データベース。一連の顧客の情報を一元管理できるため、顧客からの問い合わせやトラブルに対応できる。
- ※9. CTI
コンピュータと電話・FAXを統合する技術。企業で利用しているPBX（構内電話交換機）のほか、CRMシステム（顧客管理システム）やSFA（営業支援ツール）を連携させることで、コールセンターなどの電話対応業務を効率化できる。
- ※10. ソフトフォン型
ソフトフォンとは固定電話やビジネスフォンなどの専用電話機（ハードフォン）を使用せず、パソコンなどに専用のソフトをインストールして、イヤホンとマイクを使用し、インターネットを介して通話をする電話のこと。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は164,912千円となりました。このうち主なものは、@nyplaceに関する設備の増設や新サービス及び現有サービスへのITソリューション開発に伴うソフトウェアへの投資等となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2021年3月期から2023年3月期までの3か年を対象とした「中期経営計画」を策定し、2020年5月に公表しております。

当社が属するコールセンター市場は、通信販売やインターネットによる問い合わせ機会の増加等により、これらに対応するシステムの需要は今後も増大するものと考えられます。また、一方で、チャットやLINE等SNSの普及に伴い、例えば、多様なチャネルからの問い合わせ内容をAIで分析させることで、効果的な販売に結び付ける等、より高度なシステムに進化していくものと考えられます。

当社は近年、このような将来のシステム高度化のニーズを先読みすべく、次世代のコールセンターシステムに関する知的システムの開発を進めており、「中期経営計画」3か年においては、先行的な開発投資を含め、後述の3点を成長戦略として推進しております。

[成長戦略]

(1) 現有サービスへの新ITソリューション追加開発

当社の電話系サービスである「@nyplace」及び「COLLABOS PHONE」と連携できる新たなITソリューション（※1）を開発し、現有サービスの売上を着実に伸ばいたします。具体的には、以下のITソリューションの開発を予定しております。

- ・ 携帯電話番号を宛先にしてメッセージを送信するSMS（Short Message Service）送信の開発
- ・ よくある質問等のウェブ画面からチャットにて問い合わせを受け付けることができるチャットの開発
- ・ ロボットにて自動返答するチャットボットの開発
- ・ よくある質問を蓄積し、企業のホームページのよくある質問への利用及びオペレーターが検索で利用できるFAQの開発

なお、引き続き2019年にリリースした以下3つのサービスの拡販も推進し、顧客の利便性や多様化のニーズに対応する新サービスや新機能の拡充、価格戦略に基づいた販売力の強化等を積極的に推進し、更なるシェア拡大を実現してまいります。

- ・AI音声認識「AmiVoice Communication Suite provided by コラボス」
- ・「LINE」と当社「COLLABOS CRM」の連携による有人チャット機能及びAI自動応答機能
- ・オムニチャネル（※2）ソリューション「XCALLY（エックスコーリー）」

（2）AI技術を活用した新コールセンターソリューションのリリース

AI技術を活用した新コールセンターソリューションをリリースし、「@nyplace」と並ぶ第二の柱へ育成します。多様化する顧客ニーズへの対応の迅速性、柔軟性へ対応するため「COLLABOS PHONE」を全面リニューアルいたします。開発コンセプトは、企業とエンドユーザーのコミュニケーションを最適化、企業の売上・利益に貢献する、オリジナルサービスの開発となります。

（3）コールセンターに集まるデータを活用したマーケティング事業領域への参入

コールセンターに集まる様々な情報（性別、年代、通話履歴、対応内容、興味関心、メール、感情（音声認識等））を貴重な情報資産として有効活用したデータビジネス事業（※3）として、マーケティング事業領域への参入を開始いたします。具体的には、コールセンターに集まる様々な情報をマーケティングへ活用できる「GROWCE（グロウス）」を新たに開発し、企業の売上・利益に貢献する広告・マーケティング領域に進出してまいります。

当社は、上記中期経営計画の3年目を迎えるにあたり、継続して以下の6点を重要課題として取り組んでまいります。

① 事業領域の拡大について

当社は、今後更なる成長を遂げるために、従来のサービスに加え、多様化するコンタクトチャネルやクライアントニーズに対応した新たな機能及びサービスを提供してまいります。更に、コールセンターに蓄積される様々なデータを活用する新たな事業の開発などを通じて、コールセンター周辺事業領域への事業の拡充を図ってまいります。

② 開発力の強化

当社は、あらゆるクライアントニーズに応える機能拡充及びサービスメニューの開発に努めてまいります。また、それに加えてニーズを超えるさらに価値あるサービスの創造を実現するため、開発技術力強化のための教育と内製化及び環境整備へ積極的な投資を行い、開発機能の品質とスピードの向上を進めてまいります。

③ 販売力強化及び販路拡大

当社は、今後も成長が見込まれる市場環境において、製販一体となる組織体制の最適化、クライアントニーズに応える機能拡充及びサービスメニューの追加、競争優位性を高める価格戦略等を通じて、販売力強化及び販路拡大を図ってまいります。

④ システム安定性の強化

当社は、コールセンターに不可欠な365日24時間のシステム提供に耐えうる十分な設備投資を行っており、今後も継続してサービス品質の維持向上を図るため、定期的・計画的な予防保守の運用体制を構築し、持続可能かつ高品質な安定したサービスの実現に努めてまいります。

⑤ 組織体制整備及び人材育成

当社は今後もクライアントの要望に対してスピーディーに対応していく組織の確立を目標として、専門分野を有する人材の補強、社内研修体制の更なる充実及び管理職のマネジメント能力の強化を図り、全社的な高い営業力を持つとともに、全社が隔たりなく連携する組織体制の整備に努めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

企業として大きく成長していくためには、クライアントのみならず社会的な信用を得ることは、重要な課題であると考えております。

そのため当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、内部統制システムの整備、コンプライアンス体制の充実及び経営の透明性の確保を図り、企業倫理の一層の向上を着実に進めております。

〔用語解説〕

※1. ITソリューション

ITによって顧客が抱えている課題を解決したり、ITを活用して業務をサポート・効率化するためのサービス。

※2. オムニチャネル

顧客が各チャネルの違いを意識せず、商品を購入したりサービスを受けたりできる状態。企業と顧客のタッチポイントや販売経路をすべて統合し、総合的に顧客へアプローチする方法。

※3. データビジネス事業

インターネットを通じて日々大量に生み出されるビッグデータを使い、生活の利便性向上や価値創出につなげる事業。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2019年3月期)	第 19 期 (2020年3月期)	第 20 期 (2021年3月期)	第 21 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	1,968,726	2,019,443	2,102,253	2,368,907
経 常 利 益(千円)	307,822	190,926	114,830	76,320
当 期 純 利 益(千円)	210,673	85,044	99,468	54,265
1株当たり当期純利益 (円)	44.07	17.75	20.91	11.70
総 資 産(千円)	2,246,197	2,343,593	2,292,093	2,374,371
純 資 産(千円)	1,764,246	1,852,581	1,841,640	1,878,548
1株当たり純資産 (円)	361.21	378.94	390.06	401.47

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、お客様相談室または製品問い合わせセンター等のコールセンターを所有するクライアントを対象とし、IP電話交換機システムや顧客情報管理システム等のコールセンターに必要なシステムを開発し、クラウドサービスとしてインターネット網を介して月額料金制で提供しております。

クラウドサービスは、企業が個別にシステム構築をするのではなく、同じシステムをインターネット経由で共同利用することにより大規模な設備投資が不要になるとともに、導入コストの低減及び導入期間の短縮が可能となります。また、業務の変動に合わせ「必要なときに必要な分だけ」利用できるため、コストの最適化を実現できます。さらに、導入後に専門のエンジニアが必要となるシステム保守やバージョンアップなどの運用・管理作業も、月額費用の範囲内で当社にて対応しております。

なお、当社は単一セグメントとしてクラウドサービス事業を営んでおり、セグメントごとの記載はしていません。

当社のクラウドサービスは、以下のサービスから成り立っております。

■ IP電話交換機システム (PBX/CTI)

① @nyplace (エニプレイス)

世界・国内コンタクトセンター市場でトップクラスのシェアを誇るAVAYA社製IP電話交換機を採用しており、高機能で堅牢性と安定性が特徴のハードフォン型コールセンターシステムであります。なお、在宅勤務下でも利用可能なソフトフォン型も選択可能です。また、オプションとしては、通話録音システム「Packet Folder」やAI技術を搭載したリアルタイム音声認識システム「AmiVoice Communication Suite provided by コラボス」の提供も行っており、通話内容の自動テキスト化や感情認識による通話品質自動評価などの機能もご利用いただけます。

② COLLABOS PHONE (コラボスフォン)

主に小・中規模コールセンター向けに、Asterisk (※1) ベースで開発した自社開発のコールセンターシステムであります。パソコンとインターネット環境があれば手軽に利用できるため、@nyplace よりも低価格、短納期での導入が可能でありながら、@nyplace と同等の基本機能を搭載しており、低コストで本格的なコールセンターシステムを導入できます。電話機本体は不要で、在宅勤務下でも利用可能なソフトフォン型で提供しております。

■顧客情報管理システム（CRM）

③ COLLABOS CRM（コラボスCRM）

お客様から電話を受ける受電型のコールセンター業務に特化した顧客情報管理システムであります。インターフェイスを特徴としており、電話、メール対応、Web問い合わせの一括管理が可能なほか、オプションとして、発信者の顧客情報を画面上に自動表示させるポップアップ機能等も搭載しております。

④ COLLABOS CRM Outbound Edition

（コラボスCRM アウトバウンド エディション）

テレセールスなど発信型のコールセンター業務に特化した顧客情報管理システムであります。オプションとして、架電先へ自動発信し、不応答の場合は自動的に次の架電を行うプログレッシブ機能等も搭載しており、手作業での架電作業と比べて効率化を実現できます。

⑤ GROWCE（グロウス）

受電／発信兼用CRMに、マーケティングの機能も搭載した統合CRM マーケティングシステムであります。サイト閲覧履歴取得やメール配信等、コールセンターで収集した情報をマーケティング活動に繋げることで、コールセンターの売上向上に貢献します。

■業務効率化サービス

⑥ Packet Folder（パケットフォルダー）

高精度な@nyplace用音声通話録音システムであります。パケットキャプチャ方式（※2）を採用しているため、通話単位で正確な録音が可能となり、音声ファイルの検索もでき、通話品質の向上を実現できます。

⑦ AmiVoice Communication Suite provided by コラボス

（アミボイス コミュニケーション スイート プロバイデッド バイ コラボス）

AI技術を搭載したリアルタイム音声認識システムであります。通話内容を自動でテキスト化し回答候補を表示することで、応答速度の向上を実現するほか、感情認識による通話品質の自動評価も可能となります。

⑧ GOLDEN LIST (ゴールデンリスト)

AIデータ解析及びリスト作成サービスであります。お客様が保有する購買履歴等の顧客データを独自解析し、成約見込みの高いリストを作成することで、アウトバウンドの費用対効果を高め、収益向上に貢献します。

⑨ Chalibo (チャルボ)

有人・無人の切替が可能なチャットボットシステムであります。1人のオペレーターが複数の業務を請け負う場合を想定し、使いやすさを重視し、同一アカウントで複数のサイトを同時に対応することが可能です。

⑩ CollasQ (コラスク)

FAQ 情報蓄積システムであります。問い合わせの多い質問や回答を企業ホームページのよくある質問として公開することで、顧客の自己解決を促したり、オペレーターが回答する際の検索システムとしての利用が可能です。

[用語解説]

※1. Asterisk

アメリカ合衆国のDigium, Inc. が開発しているオープンソースのIP電話交換機システムのソフトウェア。

※2. パケットキャプチャ方式

ネットワーク上に流れるトラフィックのパケットを収集すること。

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

本社：東京都墨田区押上一丁目1番2号

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
93 (19) 名	9名増 (7名増)	33.66歳	5.3年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時使用人（アルバイト、インターン及び派遣社員等をいう）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	10,000千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年7月に本社を東京都千代田区三番町8番地1に移転する予定であります。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,990,400株
- (2) 発行済株式の総数 4,791,600株(自己株式190,095株を含む)
- (3) 株主数 3,479名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
茂木 貴雄	1,741,300株	37.84%
コムテック株式会社	578,600株	12.57%
株式会社アドバンスト・メディア	112,200株	2.44%
中村 崇則	100,000株	2.17%
吉川 直樹	90,100株	1.96%
鈴木 智博	73,000株	1.59%
小川 勇樹	54,000株	1.17%
株式会社アイカム	49,800株	1.08%
小久保 雄史	41,000株	0.89%
原 トミエ	37,200株	0.81%

- (注) 1. 当社は、自己株式を190,095株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2022年2月1日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	40,000株
取得価額	17,357,900円
取得日	2022年2月2日～2022年3月15日

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2014年12月5日	2015年7月24日
新株予約権の数		306個	947個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 183,600株 (新株予約権1個につき600株) (注) 4	普通株式 568,200株 (新株予約権1個につき600株) (注) 4
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 23,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 160,200円 (1株当たり267円) (注) 4	新株予約権1個当たり 629,400円 (1株当たり1,049円) (注) 4
権利行使期間		2016年12月23日から 2024年12月22日まで	2017年7月1日から 2025年8月30日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 306個 目的となる株式数 183,600株 保有者数 3名 (注) 4	新株予約権の数 917個 目的となる株式数 550,200株 保有者数 5名 (注) 4
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名 (注) 4
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 2名 (注) 4

		第9回新株予約権
発行決議日		2015年7月24日
新株予約権の数		220個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 132,000株 (新株予約権1個につき600株) (注) 4
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 6,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 629,400円 (1株当たり1,049円) (注) 4
権利行使期間		2015年8月31日から 2025年8月30日まで
行使の条件		(注) 3
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 215個 目的となる株式数 129,000株 保有者数 5名 (注) 4
	社外取締役	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名 (注) 4
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社ならびに当社の子会社、主要株主会社（15%以上の当社の株式を有している株主）およびそのグループ会社の取締役、監査役および使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職による場合及び当社の取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に、以下の期間区分に対応して権利を行使できるものとする。
上場日から1年を経過した日の前日まで 付与された権利の50%以下
上場日から1年を経過した日以降 付与された権利の全部
- (4) 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合についてのみ、上場した日より6ヶ月が経過するまでは、新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとする。

2. 行使の条件は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、2016年3月期乃至2018年3月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

① 2016年3月期及び2017年3月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

② 2017年3月期及び2018年3月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

ただし、2016年3月期及び2017年3月期の営業利益が一度でも220百万円を下回った場合、全て権利行使不可とする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 行使の条件は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額（但し、上記新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

③ 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
4. 2016年12月 1 日付で実施した普通株式 1 株を 2 株とする株式分割及び2018年 3 月 1 日付で実施した普通株式 1 株を 3 株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	茂 木 貴 雄	
代表取締役副社長	青 本 真 人	管理部長 内部監査室長
取 締 役	小 川 勇 樹	
取 締 役	鈴 木 裕 幸	QIC00部長
取 締 役	齋 藤 一 紀	戦略開発部長
取 締 役	山 本 泉 二	株式会社インターネットイニシアティブ 顧問 株式会社IIJグローバルソリューションズ 顧問
取 締 役	鈴 木 達	株式会社テリロジー 取締役兼執行役員副社長 株式会社テリロジーサービスウェア 取締役 VNCS Global Solution Technology JSC Board of Director 株式会社IGL000 取締役 クレシード株式会社 代表取締役社長
取 締 役	志 賀 文 昭	
常 勤 監 査 役	秦 齊 雄	
監 査 役	三 井 良 克	
監 査 役	畑 下 裕 雄	株式会社プロキューブジャパン 代表取締役社長 さくらインターネット株式会社 取締役 株式会社タジマ 監査役

- (注) 1. 取締役山本泉二氏、鈴木達氏及び志賀文昭氏は、社外取締役であります。
2. 監査役秦齊雄氏、三井良克氏及び畑下裕雄氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役秦齊雄氏は、企業経営者としての豊富な経営経験と会社経営に対する高い見識を有しております。
4. 監査役三井良克氏は、長年にわたり経営に携わってきた経験があります。また、監査役畑下裕雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役山本泉二氏、鈴木達氏及び志賀文昭氏並びに監査役秦齊雄氏、三井良克氏及び畑下裕雄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外役員その他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(5) 社外役員に関する事項」に記載しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び相続人、管理職・監督者の地位にある従業員となります。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬額等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役	72,421	65,880	6,541	8
（うち社外取締役）	(10,800)	(10,800)	(-)	(3)
監査役	7,800	7,800	-	3
（うち社外監査役）	(7,800)	(7,800)	(-)	(3)
合計 （うち社外役員）	80,221 (18,600)	73,680 (18,600)	6,541 (-)	11 (6)

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬にかかる業績指標は、中期経営計画方針に基づいて作成される各事業年度予算の半期及び通期の売上高、営業利益及び戦略的目標としております。当該指標を選択した理由は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるためであります。なお、当事業年度の実績としては、半期及び通期において売上高、営業利益及び戦略的目標を達成しており、報酬額の算定についてはその達成度合いに応じて取締役会決議により決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2014年12月5日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2014年12月5日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の中長期的な業績向上と、企業価値の持続的な増大を実現していくために、役員それぞれの意欲を高める動機付けに有効に機能する体系とし、その役割と責務に相応した水準となるように決定することを基本方針としております。具体的に、業務執行を担う取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、株主総会で決議された報酬等の範囲内で「役員報酬規程」に基づき、基本報酬と業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみを支払うこととしております。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役の役割、職務内容、世間水準、会社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に決定するものとしております。

c. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるために、業務執行を担う取締役（社外取締役を除く）に対して、中期経営計画方針に基づいて作成される各事業年度予算の半期及び通期の売上高、営業利益及び戦略的目標（以下、業績指標等）の達成の度合いに応じて、当該事業年度内の4月から9月の期間については12月に、4月から3月の期間については翌事業年度の6月に、それぞれ半年毎に支給するものとしております。

d. 報酬等の種類毎の割合の決定に関する方針

当社の業務執行を担う取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合に関する比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬＝80：20としております。（業績指標等を100%達成の場合の目安）

e. 報酬等を支給する時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は毎月支給し、業績連動報酬は取締役会においてその額を決定したうえで、当該事業年度内の4月から9月の期間については12月に、4月から3月の期間については翌事業年度の6月に、それぞれ半年毎に支給するものとしております。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容についての委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績指標の達成度合いを踏まえた業績連動報酬の額とするものとしております。当該決定に際しては、取締役会にて社外取締役が報酬方針及び

報酬水準について審議のうえ答申を行い、代表取締役は当該答申の内容を最大限尊重し決定するものとしております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長茂木貴雄に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当事業の業績指標の達成度合いを踏まえた業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任の理由については、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行うにあたり代表取締役社長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会にて社外取締役による審議及び答申を行っております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山本泉二氏は、株式会社インターネットイニシアティブ顧問及び株式会社IIJグローバルソリューションズ顧問を兼務しております。株式会社インターネットイニシアティブと当社との間には、同社が提供するクラウドサービスの利用取引があり、株式会社IIJグローバルソリューションズと当社との間には、当社が提供するクラウドサービスの提供取引がありますが、同氏はいずれの取引にも関与しておらず、また、当社と両社の取引は、一般の取引条件によっております。

取締役鈴木達氏は、株式会社テリロジー取締役兼執行役員副社長、株式会社テリロジーサービスウェア取締役、VNCS Global Solution Technology JSC Board of Director、株式会社IGL000取締役及びクレシード株式会社代表取締役社長を兼務しております。株式会社テリロジーと当社との間には、同社が提供するクラウドサービスの利用取引があり、株式会社テリロジーサービスウェアと当社との間には、同社が提供するインターネット接続サービス等の利用取引がありますが、当社と同社の取引は、一般の取引条件によっております。VNCS Global Solution Technology JSC、株式会社IGL000及びクレシード株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役畑下裕雄氏は、株式会社プロキューブジャパン代表取締役社長、さくらインターネット株式会社取締役及び株式会社タジマ監査役を兼務しております。さくらインターネット株式会社と当社との間には、同社が提供するインターネットサービス事業の利用取引がありますが、当社との取引は一般の取引条件によっております。株式会社プロキューブジャパン及び株式会社タジマと当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	山本泉二	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。主に情報・通信分野における企業経営者としての見地から豊富な経営経験と幅広い見識に基づき、積極的に意見を述べており、特に事業運営や経営戦略等について適切な監督、助言等を行うなど、社内取締役とは異なる視点により意思決定の妥当性・適正性を確保し、取締役会の実効性向上に寄与しております。
取締役	鈴木 達	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。主に情報・通信分野における企業経営者としての見地から豊富な経営経験と幅広い見識に基づき、積極的に意見を述べており、特に販売戦略や開発方針等について適切な監督、助言等を行うなど、社内取締役とは異なる視点により意思決定の妥当性・適正性を確保し、取締役会の実効性向上に寄与しております。
取締役	志賀文昭	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。長年にわたりIT業界に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づき、積極的に意見を述べており、特に販売戦略や開発方針等について適切な監督、助言等を行うなど、社内取締役とは異なる視点により意思決定の妥当性・適正性を確保し、取締役会の実効性向上に寄与しております。
監査役	秦 齊雄	当事業年度に開催された取締役会18回すべて、監査役会19回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、企業経営者としての豊富な経営経験と会社経営に対する高い見識に基づき、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、発言を適宜行っております。
監査役	三井良克	当事業年度に開催された取締役会18回すべて、監査役会19回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、発言を適宜行っております。
監査役	畑下裕雄	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会19回のうち18回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験や企業経営者としての経験に基づき、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について相当であると判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況、継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会における会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、2014年2月25日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況に関する基本方針書」を定める決議を行い、2021年5月10日に一部改定を行っております。当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 業務執行の最高責任者として代表取締役は、コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とし、取締役よりコンプライアンス担当取締役を1名選任しております。また補佐を行うため、使用人側にもコンプライアンス担当者を1名以上選任しております。
- ② 法令遵守に関する基本方針を「コンプライアンス規程」にて制定し、コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当者が取締役、監査役及び使用人に周知を行っております。また必要に応じて研修会を開催し、その周知を徹底するとともに各自が見直しを行っております。
- ③ 全ての取締役、監査役及び使用人を対象とし、弁護士事務所と内部通報制度を設置しております。通報者に対する不利益な取扱いを禁止する等の「コンプライアンス通報規程」を設け、通報の妨げがない環境を整備しております。
- ④ ビジネスリスク等のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法について規定しております。
- ⑤ 代表取締役は、「内部監査規程」に則り、内部監査責任者を選任し、所属部署に依存せず、取締役及び使用人に対し客観性を持った内部監査室を組織し、職務執行及びコンプライアンスの状況等を、定期的に監査しております。
- ⑥ 代表取締役以下、組織全体にて反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除いたします。また警察、弁護士等と緊密な連携関係を構築することに努めております。
- ⑦ 財務報告に係る信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」を定め、取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等を明確にしております。
- ② 取締役及び使用人による効率的な職務執行を確保するため、管掌役員制度を導入し「業務分掌規程」を定めるとともに、取締役及び使用人の職務執行に関する責任権限に関する事項を明確にするため「権限規程」を定め、組織の効率的な運営を図っております。
- ③ 「取締役会規程」に則り、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行っております。また定期的に職務の執行状況等について報告しております。
- ④ 取締役会において中期経営計画を策定し、管理部管掌取締役は中期経営計画の進捗状況を定期的に取締役会に報告することで、中期経営計画が適正に運用されるよう努めております。また定期的に中期経営計画の見直しを行い、適切な策定ができるように努めております。
- ⑤ 経営会議は、「経営会議規程」に則り、原則月1回以上開催され、業務執行上重要な課題に関し十分に検討し、適切な対応ができるように努めております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報（各種書類、資料及び電子媒体に記憶されるデータの全てを指す）は「文書管理規程」等によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保管、管理を行っております。また内部監査にて、当該情報の保管及び管理が、同規程に従い適正に実施されているかを確認しております。
- ② 「文書管理規程」等によって、当社の所有する情報を適切に管理・運用する方針を明確にしております。情報漏洩や改ざん、または事故、故障、もしくは地震、火災等の人災及び天災により損害等から保護する体制を整備しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営上の意思決定は、取締役会にて決議しております。

- ② ビジネスリスク（多額の損失、不正や誤謬の発生等）のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法、またリスク管理体制について規定しております。
 - ③ 「リスク管理規程」に則り、代表取締役を委員長として、全社的なリスク管理体制を推進するためリスク対策委員会を設置できる体制としております。
 - ④ 内部監査の実施により、取締役及び使用人に法令・定款違反、その他の事由に基づきビジネスリスクとなる危険がある業務執行行為が発見された場合には、発見された内容等について直ちに代表取締役に報告する体制を整備しております。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、監査業務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、補助要員の配置について監査役または監査役会は要請をすることができ、取締役はこれを尊重し、協議の上、適切な人員配置を行っております。
 - ② 監査役または監査役会は、リスク対策委員会、内部監査室及び補助要員の人事評価・人事異動に関し意見を述べることができ、取締役はこれを尊重しております。
 - ③ 補助要員の処遇、異動、懲戒処分等の人事に関する事項は監査役の同意を得て、当社が決定しております。
 - ④ 監査役または監査役会は、補助要員に対して直接指示をすることができるものとして、当社は、これに抵触する指示をすることができない体制を整備しております。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会に参加するほか、希望する任意の会議に自由に出席することができます。
 - ② 監査役は、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。

- ③ 監査役は随時、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を閲覧することができ、必要に応じ内容の説明を求めることができます。
 - ④ 取締役及び使用人は、職務執行において気が付いた法令・定款違反等の会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び使用人の不正行為、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のために求められた事項を直ちに監査役または監査役会に報告いたします。
 - ⑤ 当社は、上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、内部通報制度に基づき監査役に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- (7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできません。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役及び取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題について意見交換をします。また監査役監査上の重要課題、環境整備について意見交換し、取締役はこれを尊重いたします。
 - ② 内部監査責任者は、監査役と定期的に会合を持ち、内部監査状況、報告を共有し対処すべき課題等について意見を交換いたします。
 - ③ 監査役は、監査役会を原則として月1回開催し、監査状況等について情報交換及び協議を行っております。また会計監査人から定期的な会計監査に関する報告を受け、内部監査責任者を交えて、意見交換を行っております。
 - ④ 決裁申請書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料等の社内の情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備しております。
 - ⑤ 監査役及び監査役会が、監査実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家をアドバイザーとして任用することができます。

(9) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針とし、反社会的勢力の排除に向け、「コンプライアンス・マニュアル」や「反社チェック要領」による社内周知を図っております。
- ② 管理部を反社会的勢力排除のための対応主管部署とし、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等によるセミナー等を通じて情報収集を行い、社内体制の整備に努めるとともに、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、事案に応じて速やかに対処できる体制を構築しております。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保
月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。
- ② コンプライアンス体制
内部統制に関わる基本方針並びに「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンス通報規程」をイントラネットに掲載し、全役員及び全従業員が常時閲覧可能な状態にしております。
- ③ リスク管理体制
内部監査室にて毎事業年度の年間内部監査計画を立案し、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び常勤監査役に報告しております。また、監査役各自が希望する任意の会議に自由に出席しております。
- ④ 監査役の監査が実効的に行われることの確保
監査役、会計監査人及び内部監査責任者は、定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。
- ⑤ 反社会的勢力を排除するための体制
契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取組みを継続的に実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。

万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合において、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,832,709	流 動 負 債	417,126
現金及び預金	1,558,596	買 掛 金	108,969
売 掛 金	245,750	短 期 借 入 金	10,000
商 品 及 び 製 品	711	リ ー ス 債 務	83,818
前 払 費 用	27,597	資 産 除 去 債 務	41,501
そ の 他	153	未 払 金	19,316
貸 倒 引 当 金	△98	未 払 費 用	7,518
固 定 資 産	541,661	未 払 法 人 税 等	44,680
有 形 固 定 資 産	197,256	未 払 消 費 税 等	17,777
建 物	74,995	前 受 金	9,220
減 価 償 却 累 計 額	△59,563	賞 与 引 当 金	65,500
建 物 (純 額)	15,431	役 員 賞 与 引 当 金	4,600
工 具 、 器 具 及 び 備 品	433,173	そ の 他	4,223
減 価 償 却 累 計 額	△400,129	固 定 負 債	78,696
工 具 、 器 具 及 び 備 品	33,043	リ ー ス 債 務	78,696
(純 額)	33,043		
リ ー ス 資 産	540,645	負 債 合 計	495,823
減 価 償 却 累 計 額	△391,864	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産 (純 額)	148,781	株 主 資 本	1,847,364
無 形 固 定 資 産	197,598	資 本 金	324,854
ソ フ ト ウ ェ ア	171,367	資 本 剰 余 金	304,854
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	23,851	資 本 準 備 金	304,854
そ の 他	2,379	利 益 剰 余 金	1,339,685
投 資 そ の 他 の 資 産	146,805	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,339,685
関 係 会 社 株 式	14,111	繰 越 利 益 剰 余 金	1,339,685
長 期 前 払 費 用	2,323	自 己 株 式	△122,030
差 入 保 証 金	61,529	新 株 予 約 権	31,183
破 産 更 生 債 権 等	1,196	純 資 産 合 計	1,878,548
繰 延 税 金 資 産	67,870	負 債 純 資 産 合 計	2,374,371
貸 倒 引 当 金	△225		
資 産 合 計	2,374,371		

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,368,907
売 上 原 価	1,432,276
売 上 総 利 益	936,630
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	867,392
営 業 利 益	69,238
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	15
違 約 金 収 入	2,589
助 成 金 収 入	6,690
雑 収 入	180
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,341
そ の 他	52
経 常 利 益	76,320
特 別 損 失	
本 社 移 転 費 用	5,955
税 引 前 当 期 純 利 益	70,365
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	50,271
法 人 税 等 調 整 額	△34,172
当 期 純 利 益	54,265

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	324,854	304,854	304,854	1,285,419	1,285,419	△104,672	1,810,456	31,183	1,841,640
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益	—	—	—	54,265	54,265	—	54,265	—	54,265
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△17,357	△17,357	—	△17,357
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	54,265	54,265	△17,357	36,907	—	36,907
当 期 末 残 高	324,854	304,854	304,854	1,339,685	1,339,685	△122,030	1,847,364	31,183	1,878,548

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式の会計処理は、移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年

工具、器具及び備品 2年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェアについては、見込利用期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社では、主要サービスの@nyplace、COLLABOS PHONE、COLLABOS CRM、COLLABOS CRM Outbound Editionをコールセンター向けの様々なクラウドサービスとして提供しております。当該サービスは、初期・一時費用と、月額利用課金型による月額利用料の契約となっております。初期・一時費用には、導入費用、拠点構築費用及びネットワーク機器等の販売が含まれており、月額利用料には、クラウドサービス利用料や電話回線利用料が含まれております。

初期・一時費用については、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。月額利用料については、主に契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。電話回線利用料については、契約期間にわたり使用に応じてサービスを提供するものであるため、顧客への請求金額により収益を認識しております。

なお、サービスの提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

この結果、従来 of 会計処理と比較して、当事業年度の売上高が7,148千円、売上原価が7,148千円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、本社を移転することを決議したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務に係る資産除去債務について、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は5,634千円減少しております。

なお、資産除去債務の計上については、従来、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、当事業年度において原状回復費用の総額が敷金総額を上回ることとなり、従来の方法によることが認められなくなったため、原状回復費用を資産除去債務として負債計上することといたしました。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 67,870千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。なお、新型コロナウイルス感染症による当事業年度の業績への影響は、新型コロナウイルス感染予防ワクチン接種コールセンターの大型の公共案件増加や、通販需要の拡大に伴う物流関連企業の業務拡大に伴い月額利用料増加が見られたものの、翌事業年度にわたり新型コロナウイルス感染症の影響が継続するという一定の仮定に基づいて事業計画を策定しております。

- ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上高であります。当社のコールセンター向けクラウドサービス事業における売上高は、コールセンターで利用される席数等によって構成されております。事業計画における売上高については、予測した席数等に応じて算出しております。

- ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

予測した席数等は、見積りの不確実性が高く、減少した場合には課税所得の見積りが減少し、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債務 1,425千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 40,350千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,791,600	—	—	4,791,600

(注) 単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	150,095	40,000	—	190,095

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得40,000株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第7回新株予約権	普通株式	192,600	—	—	192,600	—
第8回新株予約権	普通株式	607,200	—	—	607,200	23,276
第9回新株予約権	普通株式	132,000	—	—	132,000	1,320
第10回新株予約権	普通株式	12,900	—	—	12,900	6,587

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	98千円
減価償却超過額	25,548千円
未払事業税	3,490千円
賞与引当金	20,056千円
資産除去債務	12,707千円
ソフトウェア	9,181千円
その他	2,131千円
繰延税金資産小計	73,211千円
評価性引当額	△2,195千円
繰延税金資産合計	71,016千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3,146千円
繰延税金負債合計	△3,146千円
繰延税金資産の純額	67,870千円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の用途は運転資金（主として短期）であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、クライアントの信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る信用リスクについては、与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。期日・残高管理を行いつつスクリーニングも行っております。回収懸念先については月次の与信報告にて信用状況を把握する体制としております。

当社は各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰表を作成、更新しており、日常のモニタリングを通して適正な手許流動性を把握すること等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
リース債務 (※)	162,514	162,363	△151
負債計	162,514	162,363	△151

(※) 1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	14,111

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

当社は、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社であるため、会社計算規則第109条第1項第3号に掲げる事項の記載を省略しております。

10. 持分法損益等に関する注記

持分法非適用関連会社がありますが、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	株式会社 ギーク フィード	(所有) 直接34.02	ソフトウェア の開発等 サービスの仕入 業務委託	ソフトウェア の開発等 (注)	3,293	未払金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 上記取引については、市場価格を参考の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 401円47銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 11円70銭 |

13. 収益認識に関する注記

当社は、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社であるため、会社計算規則第115条の2第1項第1号及び第3号に掲げる事項の記載を省略しております。

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社では、主要サービスの@nyplace、COLLABOS PHONE、COLLABOS CRM、COLLABOS CRM Outbound Editionをコールセンター向けの様々なクラウドサービスとして提供しております。当該サービスは、初期・一時費用と、月額利用課金型による月額利用料の契約となっております。初期・一時費用には、導入費用、拠点構築費用及びネットワーク機器等の販売が含まれており、月額利用料には、クラウドサービス利用料や電話回線利用料が含まれております。

履行義務の充足時点について、初期・一時費用におけるサービスは、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点としておりますが、これは、当該時点が製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。月額利用料におけるサービスは、役務を提供する期間にわたり収益を認識しておりますが、これは、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであり、時の経過に応じて顧客が便益を享受すると考えられるためであります。電話回線利用料におけるサービスは、顧客への請求金額により収益を認識しておりますが、これは、契約期間にわたり使用量に応じたサービスを提供するものであり、使用に応じて顧客が便益を享受すると考えられるためであります。

一部の取引については、役務提供が他の当事者により行われており、当社は、約束の

履行に関する主たる責任や在庫リスクを有しておりません。当該他の当事者により役務が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っているとは判断しておりません。この当社の役割が代理人に該当する取引については、取引価格を、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額により算定しております。

売上高は契約において約束された対価で測定され、値引き等の顧客に支払われる対価を控除しております。

クラウドサービス事業に関する取引の対価は、商品の引渡し又はサービスの提供後、概ね1か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

値引きの履行義務への配分については、市場の状況、当社固有の要因及び顧客に関する情報等を加味して決定された価格に基づいて、1つ又は複数の履行義務に対して行っております。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社コラボス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鳥羽 正浩

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 藤原 由佳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コラボスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社コラボス 監査役会

常勤社外監査役 秦 齊雄 ㊟

社外監査役 三井良克 ㊟

社外監査役 畑下裕雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①当社は、オフィス環境の整備による業務効率及び生産性の向上を図ることを目的として、2022年7月に本社事務所を東京都墨田区から東京都千代田区に移転することを予定しているため、定款第3条（本店の所在地）に所要の変更を加えるとともに、この変更に伴う効力発生日に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は効力発生日に削除するものいたします。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>墨田区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>第1条 定款第3条（本店の所在地）の変更は2022年7月19日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は効力発生日後これを削除する。</u></p> <p><u>第2条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役構成を1名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	もてぎ たか お 雄 茂木貴雄 (1972年7月18日)	1995年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社） 入社 2000年4月 アイ・ティー・エックス株式会社 入 社 2001年10月 当社 入社（出向） 当社 営業開発部長 就任 2003年6月 当社 取締役 就任 2004年4月 当社 代表取締役社長 就任（現任） 2005年4月 アイ・ティー・エックス株式会社 退 社	1,741,300株
2	あおもと まさ と 人 青本真人 (1971年3月26日)	1994年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社） 入社 2000年4月 アイ・ティー・エックス株式会社 入 社 2009年7月 イーグローバレッジ株式会社 入社 2010年6月 同社 取締役 就任 2014年6月 当社 入社 2014年6月 当社 取締役 就任 2016年4月 当社 管理部長 就任（現任） 2016年6月 当社 代表取締役副社長 就任（現 任） 2021年2月 当社 内部監査室長 就任（現任）	30,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	お がわ ゆう き 小 川 勇 樹 (1980年8月5日)	2003年4月 株式会社文寿堂 入社 2005年7月 当社 入社 2008年10月 当社 営業部長 就任 2011年6月 当社 取締役 就任(現任) 2013年10月 当社 ソリューションセールス部長 就任 2015年4月 当社 営業第一部長 就任 2019年1月 株式会社シーズファクトリー 取締役 就任 2020年4月 当社 CS部長 就任	54,000株
4	すず き ひろ ゆき 鈴 木 裕 幸 (1982年9月17日)	2006年4月 株式会社ニッシン 入社 2007年10月 当社 入社 2011年10月 当社 ソリューションセールス部長 就任 2013年1月 当社 経営企画部長 就任 2013年2月 当社 取締役 就任(現任) 2014年7月 当社 ビジネスデベロップメント部 (現QIC00部) 長 就任(現任) 2016年11月 株式会社シーズファクトリー 取締役 就任 2020年4月 株式会社シーズファクトリー 代表取 締役社長 就任	13,200株
5	さい どう かず き 齋 藤 一 紀 (1979年1月16日)	1997年4月 東信産業株式会社 入社 2005年5月 当社 入社 2011年10月 当社 システムオペレーション部長 就任 2013年2月 当社 取締役 就任(現任) 2014年4月 当社 システムオペレーション部長 就任 2019年4月 当社 戦略開発部長 就任(現任)	28,200株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
6	すずき とおる 鈴木 達 (1959年4月3日)	1982年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社） 入社 1994年6月 株式会社アトラクス 代表取締役社長 就任 2000年4月 アイ・ティー・エックス株式会社 入 社 2000年6月 同社 取締役 就任 2004年1月 株式会社UCOM（現アルテリア・ネット ワークス株式会社） 代表取締役社長 就任 2008年6月 アイ・ティー・エックス株式会社 取 締役 執行役員 就任 2010年5月 オリンパスビジネスクリエイツ株式会 社 代表取締役 就任 2011年6月 日商エレクトロニクス株式会社 取締 役・常務執行役員 就任 2014年4月 インヴェンティット株式会社 代表取 締役社長 就任 2016年4月 株式会社テリロジー 入社 2016年6月 同社 取締役 就任 2016年6月 当社 取締役 就任（現任） 2017年4月 株式会社テリロジー 取締役 兼 執 行役員副社長 就任（現任） 2017年12月 株式会社テリロジーサービスウェア 代表取締役社長 就任 2020年3月 VNCS Global Solution Technology JSC Board of Director 就任（現 任） 2020年6月 株式会社IGL000 取締役 就任（現 任） 2021年3月 クレシード株式会社 代表取締役社長 就任（現任） 2021年3月 株式会社テリロジーサービスウェア 取締役 就任（現任）	—

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	しがふみあき 志賀文昭 (1950年7月24日)	1974年4月 日商岩井株式会社(現双日株式会社) 入社 1999年5月 株式会社DDI(現KDDI株式会社) 入社 2001年11月 株式会社ツーカーセラー東京(現KDDI株式会社) 取締役 就任 2003年6月 株式会社ツーカーホン関西(現KDDI株式会社) 取締役 就任 2005年10月 モビコム株式会社 CEO 就任 2010年1月 KDDIアメリカ EVP 就任 2011年1月 KDDIブラジル 代表取締役社長 就任 2013年2月 当社 監査役 就任 2018年6月 当社 取締役 就任(現任)	100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木達氏及び志賀文昭氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鈴木達氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、当社のガバナンスが強化されるものと考え、選任をお願いするものであります。
4. 志賀文昭氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、長年にわたりIT業界に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づいて、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、当社のガバナンスが強化されるものと考え、選任をお願いするものであります。
5. 鈴木達氏及び志賀文昭氏は、現在、当社の社外取締役であり、鈴木達氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。志賀文昭氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は、9年4か月となります。
6. 当社は、鈴木達氏及び志賀文昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める額としており、鈴木達氏及び志賀文昭氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、鈴木達氏及び志賀文昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。鈴木達氏及び志賀文昭氏の再任が承認された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の25頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	はだ なり お 秦 齊 雄 (1948年10月5日)	1972年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社 1997年7月 三菱自動車フィリピン会社 代表取締役上級副社長 兼 トレジャーラー 就任 2002年6月 株式会社スズヤス 取締役 就任 2005年3月 株式会社スズヤス 監査役（常勤）就任 2006年8月 エイディーヴィジョン社 代表取締役上級副社長 兼 最高財務責任者 就任 2008年4月 エムエムシーオートモトリス社 代表取締役上級副社長 兼 最高財務責任者 就任 2015年6月 当社 常勤監査役 就任（現任）	—
2	みつ い よし かつ 三 井 良 克 (1944年1月26日)	1966年4月 株式会社日立製作所 入社 1969年4月 日商エレクトロニクス株式会社 入社 1983年5月 コムテック株式会社 入社 常務取締役 就任 1992年4月 株式会社ケイ・シィ・ティ入社 代表取締役 就任 2011年4月 同社 監査役 就任 2013年6月 当社 監査役 就任（現任）	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	は た し た ひ ろ お 畑 下 裕 雄 (1972年12月2日)	1995年4月 朝日監査法人(現有限責任あず さ監査法人) 入所 1998年4月 公認会計士登録 2000年10月 Arthur Andersen Portland(米 国)事務所 勤務 2005年4月 株式会社プロキューブジャパン設 立 代表取締役社長 就任(現 任) 2014年1月 株式会社Lyudia(現Ingenico Japan株式会社) 監査役 就任 2015年6月 さくらインターネット株式会社 取締役 就任(現任) 2017年7月 株式会社タジマ 監査役 就任 (現任) 2018年6月 当社 監査役 就任(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 秦齊雄氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経営経験と会社経営に対する高い見識を有しており、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、経営の監督とチェック機能の強化を図ることができるものと考えたためであります。
4. 三井良克氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は長年にわたりIT業界に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。
5. 畑下裕雄氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、また、企業経営者としての経験もあることから、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
6. 秦齊雄氏、三井良克氏及び畑下裕雄氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、秦齊雄氏は7年、三井良克氏は9年、畑下裕雄氏は4年となります。
7. 当社は秦齊雄氏、三井良克氏及び畑下裕雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める額としており、秦齊雄氏、三井良克氏及び畑下裕雄氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、秦齊雄氏、三井良克氏及び畑下裕雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。秦齊雄氏、三井良克氏及び畑下裕雄氏の再任が承認された場合は、3氏を引き続き独立役員とする予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の25頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、この選任の効力につきましては、就任前に限り監査役会の同意を得たのち取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
出澤 秀二 (1957年1月15日)	1983年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 1995年3月 出澤法律事務所(現出澤総合法律事務所)開設 代表弁護士(現任) 2006年3月 株式会社ファンコミュニケーションズ 監査役 就任 2006年4月 ピジョン株式会社 監査役 就任 2008年3月 株式会社ネクストジェン 監査役 就任	—

- (注) 1. 出澤秀二氏は出澤総合法律事務所の代表弁護士であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しております。
2. 出澤秀二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 出澤秀二氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏の弁護士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待したためです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4. 当社は、出澤秀二氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の25頁に記載のとおりです。出澤秀二氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がアーク有限責任監査法人を会計監査人に候補者とした理由は、監査公認会計士としての専門性、独立性、適切性及び品質管理体制などを総合的に検討した結果、適任であると判断したためであります。

(2022年5月10日現在)

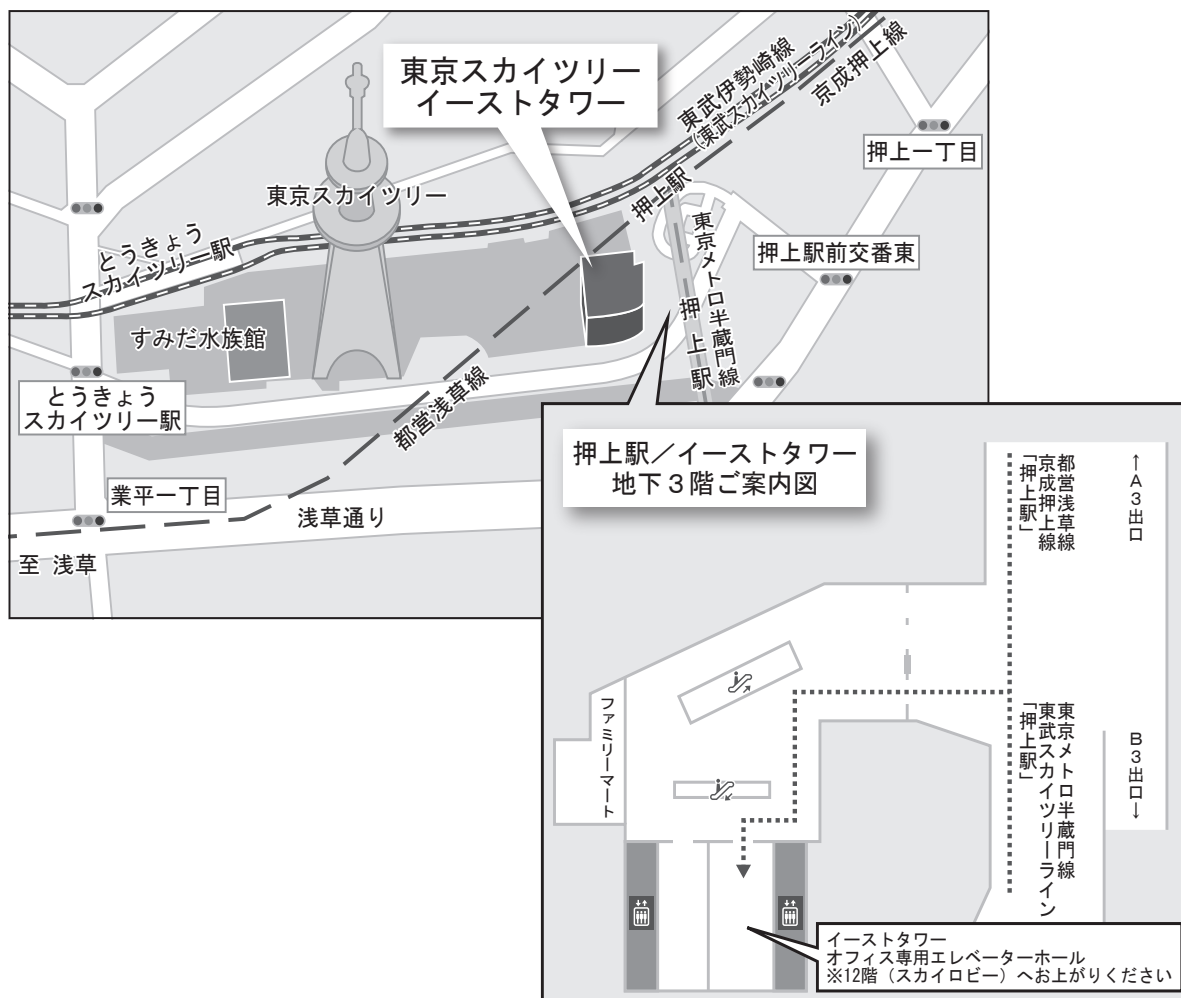
名 称	アーク有限責任監査法人	
事 務 所	主たる事務所 東京都新宿区西新宿一丁目23番3号 その他の事務所 札幌、大阪、浜松	
沿 革	1975年4月 近畿第一監査法人を設立 聖橋監査法人を設立 1982年8月 明治監査法人を設立 2004年3月 アーク監査法人を設立 2016年1月 明治監査法人とアーク監査法人が合併し、 明治アーク監査法人となる 2016年7月 聖橋監査法人と明治アーク監査法人が合併 2019年7月 アーク有限責任監査法人に名称変更 2020年7月 近畿第一監査法人とアーク有限責任監査法人 が合併	
概 要	資本金	50百万円
	構成員 代表社員	6名
	社員	31名
	公認会計士	54名
	公認会計士試験合格者	41名
	米国公認会計士	3名
	その他	30名
	合 計	165名

以 上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場：東京都墨田区押上一丁目1番2号
東京スカイツリーイーストタワー12階



交通 京成押上線／都営浅草線／東京メトロ半蔵門線
東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）
「押上（スカイツリー前）駅」イーストタワー地下3階に直結
東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）
「とうきょうスカイツリー駅」東改札口 徒歩6分
※イーストタワーオフィス専用エレベーターより12階（スカイロビー）へお上がりください。

お願い： 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。